

平成26年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成26年5月16日(金) 9:30~11:45	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室	
出席者	委員会 長地委員長、鈴木委員、成行委員、疋田委員、竹村委員 徳島市 土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	4件
	指名競争入札	4件
	随意契約	2件
	合計	10件

議事概要

委 員 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H25. 10. 1~H26. 3. 31)の発注工事について
審議 1 <指名競争入札>徳島中央公園落石対策工事 (2工区) (公園緑地課)	
◇ 法面の工事は、よく国道等で見かける草が生えるようなものを吹き付けるといった工法は使っていないのですか。	◆ 使っておりません。
◇ 落石防護ネットを張るだけですか。	◆ ネットを張ることと大きな石をロープで固定するという2つの工法を行います。現場は中央公園北側の園路です。城山自身が史跡であり、史跡の中の最小限の安全対策を行うこととなりますので、通常行われるような土木工事とは異なります。
◇ ネットの強さについて、市の方から強度の指定があるのですか。	◆ そうです。
◇ 各業者ともクリアできるようなものを調達できるのですか。	◆ そうです。
◇ 工事が終わった後はその確認を行うのですか。	◆ そうです。
◇ 何年前にも同様の工事はありましたよね。	◆ 前年度も同時期ぐらいに行っております。
◇ 同じ箇所ではないですか。	◆ 同じ箇所ではないです。面積が大きいので、何年かに分割して発注しております。
◇ 今までの工事で、ネットが破れて石が落ちてきたといったことはないのですか。	◆ 徳島中央公園ではありませんでした。
◇ 他ではありましたか。	◆ 公園緑地課では、徳島中央公園の事例しかありませんので、経験はありません。

<p>◇ 入札に参加した他の業者が下請に入っていますが、問題はないですか。</p>	<p>◆ 徳島市が発注する工事は、市内優先発注の原則で行っております。 法面工事のような専門的な工事では業者数が限られており、別の入札業者が下請にはいるのはある程度しょうがないと考えております。 また、下請に入る可能性がある業者を元請として入札に参加できないとすることは制度上できませんので、入札に参加した業者を下請として使うことを禁止することは考えておりません。</p>
---	--

審議 2 <指名競争入札>城南台北5号線側溝工事
(道路維持課)

<p>◇ どうしてこんなに辞退が多いのですか。</p> <p>◇ 儲からない工事ということではないのですか。</p> <p>◇ 他の工事でも辞退が多いとのことですが、半分近く辞退するということが起こっているのですか。</p> <p>◇ 一般的な傾向と言えるわけですね。</p> <p>◇ それによって落札率が上がったという傾向もあるのですか。</p> <p>◇ 落札金額が予定価格にもすごく近いですが、だいたいこんなものですか。</p> <p>◇ 失格になった業者は積算を間違えたのではないですか。</p> <p>◇ その業者が下請には入っていますがこれも先程と同様に問題はないのですか。</p> <p>◇ 側溝工事で下請を使う必要性はあるのですか。</p> <p>◇ 丸投げは禁止ですよ。</p> <p>◇ 施工体系図は契約後に提出するのですか。</p>	<p>◆ 昨年度については、この工事に限らず技術者が相当不足している状態でありました。このため、他工事でも入札参加者が少ないという状況でした。 この工事は一般的な工事で特に施工が難しいとかではないですが、技術者不足の影響で辞退者が多かったのではないかと考えております。</p> <p>◆ そういうことではないと思います。 確かに金額が小さいので儲けが少ないことは否定できませんが、特に難しい工事ではないので、技術者の確保が難しかったことが原因ではないかと思います。</p> <p>◆ 平成25年度12月現在での辞退率を平成24年度と比較した結果ですが、一般競争入札・指名競争入札を合わせて、平成24年度が12.4%、平成25年度が22.7%となっております。 これについては、全業種の平均ではありますが、倍近くにはなっております。</p> <p>◆ 特に建築工事と電気工事で顕著に表れております。</p> <p>◆ 上半期と比べると、工事では3.68%上昇しております。 建築工事は、消費税増税の関係で民間工事が忙しかったと聞いております。そういったことも影響していると思います。</p> <p>◆ この案件では、失格になっている業者もあり、必ずしも予定価格近辺に集まっているというわけではありません。</p> <p>◆ そういうことではないと思います。</p> <p>◆ 先程と同様に問題はないと考えております。</p> <p>◆ 予定価格近辺で入札した業者は、それほど受注意欲がなかったにもかかわらず落札してしまい、手間が足りずに下請に出したという可能性もあります。</p> <p>◆ はい。下請契約の請書を見ると全体の3分の1程度となっております。</p> <p>◆ はい。</p>
--	--

◇ 入札に参加した他業者を下請にに入れる場合に説明は求めているのですか。	◆ 下請契約は業者の自由な意思で行っておりますので、説明は求めておりません。見積を求めて一番有利なところだったり、普段からつきあいのある協力業者に依頼することもあると思います。
◇ そういった形で業者間での下請関係ができあがっているのは、徳島市にとって弊害はないのですか。	◆ ないです。業者間の協力は業者の裁量の範囲であると考えております。

審議 3 <一般競争入札>昭和ポンプ場長寿命化実施設計業務
(建設課)

◇ 最低制限価格の計算式は、ある程度の入札者数がある場合は機能するが、2者しかない場合にこの計算式をあてはめるのはいかがなものかと思えます。	◆ 最低制限価格の決定方法については、従来からの課題であり、検討はしているのですがなかなかいい案がないというところです。
◇ 他都市の制度で参考になるものはないのですか。	◆ 過去に調査を行い検討したのですが、再度調査を行い検討していきたいと考えております。
◇ 全額国庫補助ですか。	◆ はい。
◇ 全額国庫補助であれば、高い金額で落札されても市には損害はないのですか。	◆ 全額補助事業ですが、2分の1は市の負担となりますので、落札金額が安いほど市の負担は少なくなります。
◇ 落札業者は予定価格の100%で入札しており、落札する気はなかったということですか。	◆ この案件については、一般競争入札ですので、全く落札する気がないのであれば、入札に参加していないと思います。
◇ 参加資格を満たしている業者は他にもっといるけれども、昨年来の経済状況から、本案件については参加業者が少なかったということでもよろしいですか。	◆ そうです。県外の土木コンサルタントで徳島市に指名要望を出している業者でも20者以上あります。この案件については、そんなに難しい案件ではなく、ポンプ場設備の実施設計の実績を有する業者は相当数あると思います。
◇ 昭和ポンプ場の設備について当初に設計した業者は入札業者に入っているのですか。	◆ 古すぎてわかりません。
◇ 長寿命化は耐震化とセットなのですか。	◆ 今回の業務では耐震化までは入っていないです。
◇ 入札業者がいなくて入札が流れるケースもあるのですか。	◆ 昨年度の実績で8件ありました。一般競争入札で2件、うち1件が建築一式工事、もう1件が機械器具設置工事です。指名競争入札で6件、うち不調が5件、不落が1件でした。不落というのは、予定価格以下の入札が1件もなく入札が成立しなかったものです。全て電気工事です。平成24年度以前は何年もありませんでした。

審議 4 <指名競争入札>高機能消防指令センターシステム整備他実施設計業務
(消防局総務課)

◇ これだけ辞退があり、落札率が100%というのは異常な感じがしますが。	◆ この案件は、業務内容が特殊なものであったため、辞退者が多かったのではないかと思います。
--------------------------------------	---

<p>◇ 業務内容が特殊ということですが、難しいということですか。</p> <p>◇ 指名した業者の守備範囲と異なるということですか。</p> <p>◇ 落札業者が、再委託業者に高機能消防指令センターシステム整備他実施設計業務を委託したことになっていますが、元請金額と再委託の請負金額との差額はどのようになりますか。</p> <p>◇ 指名競争入札の場合に、辞退した者にペナルティはないのですか。</p> <p>◇ 予定価格と同額で入札した業者は、落札する気はなかったが、予定価格で入札すれば落札することはないだろうということで入札したということでしょうか。</p> <p>◇ 予定価格は事前公表ですか。</p> <p>◇ 再委託した業務については、全国でもできる業者はそんなにないのではないのですか。</p> <p>◇ 指名した業者は全て土木コンサルタントの業者ですか。</p> <p>◇ 消防指令センターシステムの業務は土木コンサルタントの仕事なのですか。IT関係の企業の仕事のように思いますが。</p> <p>◇ これだけ参加者が少ないと競争が働いたのかという疑問がでてきます。</p> <p>◇ 業者の能力に応じた発注先のくくり方を見直すことは考えていないのですか。</p>	<p>◆ 通信指令センターのシステム整備ということなので、一般的な土木コンサルタント業務とは異なるということになります。</p> <p>◆ 事前に調査したところ、指名業者22者中4者が同種業務の履行実績を持っていることを確認しております。</p> <p>◆ 業務内容の一部を再委託したもので、業務の全部を再委託したわけではないです。</p> <p>◆ 入札参加業者の手引の中に「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。」と明記しております。</p> <p>◆ 辞退をした業者は明らかにとる意思がなかったということですが、予定価格と同額で入札した業者はこの額であればできると判断して入札したかもしれません。</p> <p>◆ はい、事前公表です。</p> <p>◆ 事前に実績を調べたところ4者しか確認できなかったということもあり、確かに限られた業者しかできないかもしれません。</p> <p>◆ はい。</p> <p>◆ 業務委託について、徳島市の発注区分では主に土木コンサルタント、建築コンサルタントといった業種となり、システム開発に該当する発注区分がありません。他都市での実績を調査したところ、受注業者が土木コンサルタントとして登録している業者でありましたので、この案件については、土木コンサルタントの登録業者を指名しております。</p> <p>◆ 結果的に落札率が100%なので、ご指摘のとおりだと考えております。</p> <p>◆ 今後、こういった特殊な案件を発注する可能性は少ないと思いますので、そのために枠組みを見直すことは難しいと考えております。しかしながら、今回の指名業者の選定が正しかったのかということについては、問題がなかったわけではないので、今後同様の案件がありましたら、指名業者の選定については十分検討が必要であると考えております。</p>
<p>審議 5 <随意契約>葬斎場火葬炉改修工事</p> <p style="text-align: right;">(住民課)</p>	
<p>◇ 葬斎場の工事ができる業者はあまりないということですか。</p> <p>◇ 契約の相手方は最初につくった業者ですか。</p>	<p>◆ 葬斎場火葬炉の工事ができる業者は全国で3者と聞いております。</p> <p>◆ はい。</p>

<p>◇ 改修は、耐火レンガが崩れてきたものを補修するといった内容ですか。</p> <p>◇ 耐用年数はどの程度ですか。</p> <p>◇ 建て直しは考えていないのですか。</p> <p>◇ 2炉増設するのですか。</p> <p>◇ 定期的に点検はしているのですか。</p> <p>◇ 業者はどこがしているのですか。</p> <p>◇ 点検は他の業者ができるわけではないのですね。</p> <p>◇ 今回はメンテナンスも含めた契約ですか。</p>	<p>◆ 耐火レンガの崩れの補修は修繕ということで実施していましたが、それでは持たないということで、火葬炉の外側のケーシングの部分から根本的に入れ替えることとなります。</p> <p>◆ 建物は60年です。火葬炉自体の耐用年数はわかりませんが30年を超えて使用しておりますので、かなり寿命がきているということになっております。これ以上更新を引き延ばすと突然使用できないことになるかもしれないという限界の状態です。</p> <p>◆ 建て直しは地元の了解を得ることが難しいと考えております。今回火葬炉を更新することで今後30年くらいは使えるのではないかと考えております。</p> <p>◆ 高齢者が増えてきていることに対応できるように増設します。</p> <p>◆ はい。</p> <p>◆ 今回の契約先です。</p> <p>◆ 火葬炉の内側のレンガの貼り方について特許があるので、他業者では難しいということです。</p> <p>◆ メンテナンスは別契約です。</p>
---	---

審議 6 <一般競争入札>沖洲小学校増改築工事
(教育総務課)

<p>◇ 他にも大手業者があるのにどうして参加しなかったのですか。</p> <p>◇ 入札結果表の中で、落札業者の工事成績評定点が0点となっていますが、これはどういうことですか。</p> <p>◇ 代表構成員の技術者について評価したということですか。市内業者である構成員の技術者に対する評価ではないのですね。</p>	<p>◆ 昨年度は、国の工事に限らず他の地方公共団体の工事でも建築工事では業者が入札に参加しないといった事態が発生しております。特に技術者の労務費の上昇が激しく、通常毎年4月に労務単価の改定を行うところ昨年度は2月に前倒しで改定を行い、早急に設計金額を引き上げるよう要請があるなど、相当人手不足が深刻だったと考えられます。</p> <p>◆ 総合評価入札においては、入札参加申請時に配置予定技術者を指定して参加します。この配置予定技術者が過去一定期間に従事した工事の工事成績を申請するのですが、徳島市発注工事は過去10年間、徳島県又は国発注の工事であれば過去5年間の工事が対象となるのですが、今回の配置予定技術者が当該期間に工事実績を持っていなかったということです。対象の発注機関が徳島市、徳島県又は国ということで範囲が狭いということもあり、県外の業者ではこういったことはよく起こります。</p> <p>◆ J Vの場合の総合評価では、代表構成員について評価することになっております。</p>
--	--

<p>◇他にもCPDの項目等、0点となっている項目がありますが同じことですか。</p> <p>◇この工事は、沖洲小学校の建て替えて新築になるのですか。</p> <p>◇南海地震の津波に対する避難所を兼ねるということになるのですか。</p> <p>◇地域住民が避難してきた場合、どの程度収容できることになるのですか。</p> <p>◇沖洲地区の半分くらいは収容できるのですか。</p> <p>◇6500人ということでしたら、1人あたりのスペースはどの程度になりますか。</p> <p>◇高床式の建物で1階には教室はつくらないのですか。</p> <p>◇そのために工事の費用が大きいのですか。</p>	<p>◆CPDについては、研修の実績を評価しております。CPDについては、全ての業者が実施しているわけではないようです。また、本社の所在地の項目で0点となっておりますが、徳島市内に営業所があるかどうかで評価しております。0点ということは徳島市内に営業所が無いということです。</p> <p>◆はい。</p> <p>◆元々は沖洲小学校の老朽化を改善するために建て替えるということですが、沿岸地域でありますので津波に対する防災機能を備えた建物にするということも合わせて建て替えを行うこととなります。</p> <p>◆6500人くらいを予定しております。</p> <p>◆半分までというわけではないです。市立高校も合わせての対応ということになります。</p> <p>◆1人あたり1㎡です。ただし、それは避難ビルの機能で一時的に逃げてくる場所として1人当たり1㎡として計算しております。避難所は体育館を考えており、そこでは1人当たり2㎡の計算になります。</p> <p>◆津波が壁にあたらないようにできるだけ壁を少なくして、津波のせり上がりを少なくするようにしております。</p> <p>◆その分割高になっております。</p>
--	---

審議 7 <一般競争入札>沖洲小学校増改築管工事

(教育総務課)

<p>◇完成が27年12月というのですが、途中で支払は発生するのですか。</p> <p>◇予算は繰越明許費となるのですか。</p> <p>◇この案件も入札参加者が少ないですね。</p> <p>◇管工事の仕事は多いのですか。</p> <p>◇総合評価では、案件によって評価項目は決まっていますのですか。</p> <p>◇基礎点100点というのも決まっていますのですか。</p>	<p>◆それぞれの年度毎の出来高とそれぞれの年度毎の前払金を支払うこととなります。</p> <p>◆継続費となります。</p> <p>◆管工事にしては規模が大きいことと、徳島市発注の管工事で総合評価は初めてということも原因となったかもしれません。</p> <p>◆建築工事が多いとそれに伴う設備工事である管工事も多いと思います。</p> <p>◆総合評価の実施方針で評価項目を規定しております。</p> <p>◆全業者に対して基礎点100点を与えて計算するというのも実施方針の中で規定しております。</p>
---	---

<p>◇ 基礎点100点の根拠は。</p> <p>◇ 加算点について、先程の案件は30点でこの案件は15点となっていますが、それはどのようにして決めるのですか。</p> <p>◇ 今まで技術点で逆転したことはあるのですか。</p> <p>◇ 総合評価は有効に機能していると市の方では評価しているのですか。</p>	<p>◆ 総合評価を導入する際、国から提示された運用の手引きに基礎点を100点とするとなっていたので、国・県もほとんどが基礎点を100点として計算するルールとなっています。</p> <p>◆ 徳島市の総合評価は3パターンがありまして、加算点については、標準型は30点、簡易型で15点、特別簡易型は10点というルールで実施しております。加算点が高いほど技術点を評価することになりますので、技術的に難しい案件ほど技術点に対する割合を高くするという考え方に基づいて加算点の配点が高くなります。</p> <p>◆ 逆転することはよくあります。</p> <p>◆ 工事成績が占める割合が高いので、工事成績でいい点をとるように業者が努力している結果として、工事の品質も上がってきています。</p>
--	--

審議 8 <一般競争入札>第十浄水場太陽光発電設備設置工事

(水道局)

<p>◇ 2業者しかいないとは何か理由があるのでしょうか</p> <p>◇ 他の業者も居たと思いますが、業者側として仕事量が多いから申し込んでこないのでしょうか。</p> <p>◇ 太陽光の工事はよく聞きますが、工事は多いのでしょうか。</p> <p>◇ 他も増えてきているので今回の工事の申し込みも少なかったのですか。</p> <p>◇ 水道局が太陽光を作る意味はあるのでしょうか。</p> <p>◇ 通常の必要電力のどの位まかなうことができるのでしょうか。</p>	<p>◆ 入札に申し込んできたのが2業者で、結果として2業者となりました。</p> <p>◆ 条件にあっている業者も居たのですが、結果として2業者しか申し込んできませんでした。</p> <p>◆ 平成24年7月から法令が変わりまして、需要も増えてきていると言えます、ここ近年はある程度急増していると思われます。</p> <p>◆ そこはわかりませんが、仕事量として法令改正後に増加しているといえます。</p> <p>◆ 第十浄水場は浄水設備の稼働やポンプ運転に多大なエネルギーを必要とします。その温室効果ガスの排出量も多く、省エネルギー対策に取り組む事が急がれていたため、太陽光発電設備を第十浄水場に設置して地球温暖化対策となる温室効果ガス排出削減につながる再生可能エネルギーを作り出すことをしました。</p> <p>◆ 水道局で使用している電力は、1424万kwです。それを電気料金にしますと年間1億9400万円程度ですけど、太陽光で発電出来る電力を電気料金で表しますと、4100万円程度の収入として見込んでおります。全体が出来上がった話となりますけれども。今回ののは、売電専門となりまして、水道局で電力を賄える話ではないのですけれども、将来的に地震災害とかの際に、水道局だけで賄えるような形にしたいと、しかし、今は制約がありまして、その制約が無くなり、非常事態でそういう事も想定されるということになりましたら非常用の電源としても可能性を秘めているところから始めたということです。平成25年度から水道事業の付帯事業として認められることになりました。東日本大震災以降に電力を発電するように自治体も努力をするようにという方向性がでたのかなと解釈もしております。</p>
--	---

<p>◇ 一億円くらいの工事で年間どのくらいの売り上げを見込んでるのですか。</p> <p>◇ 第十浄水場の屋上に設置するのですか。</p> <p>◇ 第十浄水場には設置するだけのスペースがあるのでしょうか。</p> <p>◇ 停電した場合に、水道は止まるのでしょうか。</p> <p>◇ 重油をつかうのですか。</p> <p>◇ 指名をしても辞退が続出するのでしょうか。</p>	<p>◆ 計画としては、今回の工事で250kwの発電量を見込んでおり、次回の計画は750kwであり併せて1メガの発電量となり年間で約4100万円の売り上げを見込んでおります。</p> <p>◆ 第十浄水場の空いている土地に基礎をしてパネルを設置します。</p> <p>◆ 現行の施設が老朽化して、将来的に建て直し予定の土地に設置するのですが、約20年近くは建て直しの予定がなく、暫定的に設置しようとしています。</p> <p>◆ 非常用発電機があり、停電に対しては発電機を動かし、ある一定期間の電力は賄うことはできます。</p> <p>◆ はい、重油でディーゼル発電機です。</p> <p>◆ 今回は一般競争入札ですから、どうなるか分かりません。</p>
--	---

審議 9 <指名競争入札>第3水源3号井改良工事 (水道局)

<p>◇ 3業者が同じ金額でくじにより決定していますが、これはどういう理由が考えられるのでしょうか。</p> <p>◇ どのような工事なのですか。</p> <p>◇ どのような構造になっているのですか。</p> <p>◇ ここの水は佐古のポンプ場に行くのですか。</p> <p>◇ 雨水は汚染されているのですか。</p>	<p>◆ 辞退した業者が、技術者の確保が難しいと言っていたので、他の業者も同じような事が考えられるのかもしれませんが。</p> <p>◆ 現状のままですと、雨水が入ってくる恐れがありまして、水質を確保する為に井戸の構造を改造する工事です。</p> <p>◆ この井戸の構造は内径40cm、VP製のケーシングが約27m掘って、この地層は約20m前後に帯水層と言って水を含んでいるレキ層があります。そこから前後にケーシングに穴が開いて、そこから取水しているのです。そこに水中ポンプを少し上の方にぶら下げて水をくみ上げる構造になっています。上のGLに近い部分が雨水の侵入が考えられる構造でしたのでその取水地点のパイプを上を上げて雨水の侵入を防ぐ構造に改造しました。</p> <p>◆ ここで取水した水は近くで塩素を注入して、直接市内配水にしています。</p> <p>◆ 空気に触れていますから、雑菌などが入る可能性があります。</p>
--	--

審議 10 <随意契約>吉野川大橋(下りP1~P3, P6~P7)添架鋼管塗装工事 (水道局)

<p>◇ 請負率が100%なのはどのようにしてですか。</p> <p>◇ 相当安くできたということですね。</p> <p>◇ 塗装を塗られている事は、橋梁工事と基本同じなのですか。</p> <p>◇ 周期的に行う工事なのですか。常に橋梁と併せて行っているのですか。</p> <p>◇ 国に情報を求めに行くのですか。それとも、国が持ってきてくれるのですか。</p>	<p>◆ 国土交通省が行っております工事に、本体工事の一部として委託して欲しいとお願いをしましたが、別に契約して欲しいということで、協議を行いました。足場のうちの水道局が単独ですれば2～3mの幅の作業足場が必要となりますけれど、橋梁と比べて水道の負担する分は70cmだけということで、覚え書きをしました。その上で、業者と契約する場合に諸経費については、本体の一部ということで、単価を国土交通省に合わせるということで、国土交通省が入札した請負率をかけて単価を決定し、その単価を国土交通省から頂き設計を行いましたので、請負率が100%となりました。</p> <p>◆ 単独発注するよりかは非常に安く出来たと思います。</p> <p>◆ 通常の塗装塗り替え工事は、上から塗装を重ねる工事なのですが、今回の塗装工事は、塗料の中に微量に含まれているPCBの含有物質を剥離剤を使い除去し、新たな塗装を行う工事です。もし水道局だけが工事を行わないとすれば橋梁側の剥離剤が水道管についてしまうとすれば全部塗装がとれてしまいますので、そういう意味でも同時にやらなければ出来ない工事でした。</p> <p>◆ 水道の鋼管については、鋼管協会の指針である周期があります。道路は道路協会の指針があります。水道管は結露する部分がありますので、水管橋の方が塗り替えの周期は短くなっています。ということは、単独で行わないといけません。そこで、塗装の質をあげて、同じ周期で工事を行えるようにしたいと思っていますが、実質なかなか行えておりません。単独で行うのは非常に厳しいので、道路の情報を得たら一緒に工事を行っていくという事です。</p> <p>◆ 情報を得られるのは難しいです。施工業者の方から連絡を頂いて情報を得られる時もあります。</p>
---	--

<p>指名停止等の運用状況について</p>	<p>1 対象期間(25.10.1～26.3.31)の指名停止について</p> <p>◆ 19業者に対し、指名停止措置を行った。(土木政策課)</p> <p>◆ 9業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)</p>
-----------------------	--

<p>談合情報への対応状況について</p>	<p>1 対象期間(25.10.1～26.3.31)の談合情報について</p> <p>◆ 談合情報はありませんでした。(土木政策課)</p> <p>◆ 談合情報はありませんでした。(水道局)</p>
-----------------------	---

<p>前回の課題に対する検討内容</p>

◆ 前回の入札監視委員会において、最低制限価格の算定方法の見直し、指名業者の公表のあり方、入札辞退に対するペナルティが無いことの周知について検討するよう課題が出されておりました。

このことについて、3番目の入札辞退に対するペナルティが無いことの周知については、入札参加業者の手引きに明記することにより周知しております。

他の2点については、検討はしてきましたが現段階では有効な解決策が見いだせておりません。引き続き検討し、結果がでましたら入札監視委員会で報告いたします。